

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 基本理念

当社は、上場企業として、株主をはじめとする各ステークホルダーの方々に対する経営の透明性を確保し、ならびに経営の効率性を向上させる事で継続的な成長・発展を目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

2. 会社経営上の意思決定、執行、監督及び監査に関する体制

(1) 当社は、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行なうこととしております。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行なっております。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行なっております。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができるようにしております。

(3) 内部監査に関しては「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施しております。内部監査の結果は、監査役に報告し監査役との連携を図っております。

(4) 会計監査は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会計監査人は、年間監査計画に基づき監査業務を執行しております。

(5) 反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で対決する旨規定しております。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	38,175,000	11.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	25,688,000	7.87
新日本製鐵株式会社	14,400,400	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4G	13,566,000	4.16
株式会社みずほコーポレート銀行	10,010,123	3.06
財団法人ニビキ育英会	9,800,000	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口4	6,104,000	1.87
明治安田生命保険相互会社	6,000,000	1.84
日本生命保険相互会社	5,380,053	1.64
東京海上日動火災保険株式会社	5,251,273	1.61

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期 更新	3月
業種 更新	陸運業
(連結)従業員数 更新	1000人以上
(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
親会社 更新	なし
連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は親会社及び上場子会社はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	11名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社は、監査役4名体制で、内半数の2名は社外監査役であります。これら監査役の企業経営の監視機能は十分行なわれており、現時点では社外取締役制度は採用しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
監査役の人数 <small>更新</small>	4名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

当社監査役の監査が実効的に行なわれるため、会計監査人との間で随時情報及び意見の交換を行なう等緊密な連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部(17名)が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施しております。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っております。

また、内部監査部は社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
東 洋三	他の会社の出身者									
小川 憲久	弁護士				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
東 洋三	——	経営監視機能の客観性及び中立性の確保
小川 憲久	——	経営監視機能の客観性及び中立性の確保

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役は、取締役会に常時出席し、適宜質問を行い、意見表明するなど取締役の職務執行について監査を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
--	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬は、長年確定金額を付与する制度をとっており、不確定金額等の業績連動型報酬等のインセンティブ付与は採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段 更新	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
---	---------------------

開示状況 更新	全取締役の総額を開示
---	------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役を支払った報酬 14名 649,200千円

監査役を支払った報酬 4名 122,500千円

※1. 上記支払額には、平成21年3月期中に退任した取締役4名に支払った報酬が含まれております。

※2. 報酬等の額には、役員賞与総額273,500千円(うち取締役賞与10名総額235,000千円、監査役賞与4名総額38,500千円)が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役は、取締役会その他重要な会議開催に際して、付議資料の事前配布を受け、詳細説明や疑問点等は各担当者が事前に説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

(1) 取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っております。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行ない、その審議を経て取締役会が執行決定を行っております。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入しております。取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行っております。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができるようにしております。

(3) 会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、会計監査人は年間監査計画に基づき同監査法人に所属する福岡典昭、増村正之の2名が監査業務を執行しております。

(4) 報酬額決定については取締役、監査役とも株主総会にて総額を決議しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会は株主が集まって会社経営について討議、決議する機関としての会議体であり、出席株主の発言機会を与え、また十分な説明を行ない、法に定められた情報を十分に開示する体制をとる等、活性化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成12年から第2四半期・期末決算発表後に継続実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成17年から欧州を中心に実施	なし
IR資料のホームページ掲載	当社HPに掲載	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部 調査・IRグループの設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社経営理念において「人を大切にすることを基本理念とし、客先にとってなくてはならない山丸を築く。そして、社業の発展を通じて従業員の福祉向上ならびに地域社会の発展に貢献する」と規定されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を実施しております。また、CSRを推進するため、平成17年4月から総務部を総務・CSR部と改編して活動を開始しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社HPにおいて情報提供を行っております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っております。取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しております。取締役会では取締役間の意思疎通を図ると共に相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めております。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めております。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図ることとしております。

「業務の適正を確保するため体制」について会社法施行規則第100条の各項目に従い内部統制システム基本方針を作成し、会社法施行後最初の取締役会(平成18年5月12日開催)で決議しました。その後、金融商品取引法施行、東京証券取引所指示、社内規程の新規制定、改正等があり、平成20年4月25日開催の取締役会で内部統制システム基本方針の改定を行っております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項 更新

当社は、現時点では具体的な買収防衛策はとっておりませんが、企業の収益力を高め、財務体質を強化する努力を継続することにより、会社の価値が向上し、また市場の評価も上がり、これが防衛策につながるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

特になし。

(—————▶ は報告、指示、監査、選任等)

